

吸収分割に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第
189 条に基づく開示事項)

2026 年 3 月 3 日
TOHOシネマズ株式会社
東宝株式会社

2026年3月3日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
TOHOシネマズ株式会社
代表取締役社長 池田隆之

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝株式会社
代表取締役社長 松岡宏泰

TOHOシネマズ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び東宝株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2026年1月14日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026年3月3日を効力発生日として、分割会社が運営する映画館の会員カード「シネマイレージカード」に係る事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条の規定により開示すべき事項は、次のとおりです。

第1 本分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年3月3日

第2 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

1 会社法第784条の2（吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第189条第2号イ）

本分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易分割でもあるため、該当事項はありません。

2 会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号ロ）

(1) 反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

承継会社は、分割会社の特別支配会社であるため、該当事項はありません。

(2) 新株予約権買取請求 (会社法第 787 条)

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議 (会社法第 789 条)

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 (令和 8) 年 1 月 20 日付の官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

第 3 承継会社における次に掲げる事項 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

1 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号イ)

本分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易分割ですので、該当事項はありません。

2 会社法第 797 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ)

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項第 1 号の規定に基づき、2026 年 1 月 20 日付の電子公告により株主に対する公告を行いました。が、反対株主による株式買取請求はありませんでした。

3 会社法第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号ハ)

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 (令和 8) 年 1 月 20 日付で官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。が、申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

第 4 本分割により承継会社が分割会社から承継した重大な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 189 条第 4 号)

承継会社は、本分割の効力発生日である 2026 年 3 月 3 日に、分割会社から、本事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

第5 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記の申請は、いずれも2026年3月3日以降速やかに行う予定です。

第6 その他本分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当する事項はありません。

以上